

栄養教諭の職務

(学校教育法第37条第13項)

「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」

(中学校は第49条に、特別支援学校は第82条に準用規定あり)

(学校給食法第10条)

栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

1 栄養教諭の職務内容

(1) 食に関する指導

ア 児童生徒への教科・特別活動等における教育指導

給食の時間を中心として、家庭科や保健体育科などの関連教科や特別活動の時間などに、学校給食を生きた教材として活用しつつ、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行う。

イ 食に関する指導の連携・調整

食に関する指導に係る学校全体の指導計画の作成など、学校全体で取組に企画立案段階から中心的に携わり、他の教職員と連携・調整して食に関する指導を行う。また、学校給食だよりなどを活用した家庭への働きかけや、地域の生産者の方々等と連携して体験学習などを行う。

ウ 児童生徒への個別的な相談指導

肥満指導、過度の痩身、偏食傾向の児童生徒や食物アレルギーのある児童生徒等への個別指導を行う。

(2) 学校給食管理

学校給食の献立作成や衛生管理 等

(3) 栄養教諭の制度の創設

- 平成16年5月「学校教育法等の一部を改正する法律」公布
平成17年4月1日から施行 → 新たに栄養教諭制度が設けられた。

(4) 栄養教諭の配置

- 本県では、平成18年4月1日から小・中学校及び特別支援学校に配置

学校栄養職員の職務

(学校給食法第7条)

「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」

(学校給食法第10条第3項)

栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

1 学校栄養職員の職務内容について（昭和61年3月13日付け文体給88）

(学校給食に関する基本計画への参画)

- 1 学校給食に関する基本計画の策定に参画すること。
- 2 学校給食の実施に関する組織に参画すること。

(栄養管理)

- 3 学校給食における所要栄養量、食品構成表及び献立を作成すること。
- 4 学校給食の調理、配食及び施設設備等に関し、指導、助言を行うこと。

(学校給食指導)

- 5 望ましい食生活に関し、専門的立場から担任教諭等を補佐して、児童生徒に対して集団又は個別の指導を行うこと。
- 6 学校給食を通じて、家庭及び地域との連携を推進するための各種事業の策定及び実施に参画すること。

(衛生管理)

- 7 調理従事員の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため日常の点検及び指導、助言を行うこと。

(検食等)

- 8 学校給食の安全と食事内容の向上を期するため、検食の実施及び検査用保存食の管理を行うこと。

(物資管理)

- 9 学校給食用物資の選定、購入、検収及び保管に参画すること。

(調査研究等)

- 10 学校給食の食事内容及び児童生徒の食生活の改善に資するため、必要な調査研究を行うこと。
- 11 その他学校給食の栄養に関する専門的事項の処理に当たり、指導、助言又は協力すること。

2 学校栄養職員による食に関する指導について

- (1) 学校栄養職員を食に関する指導において特別非常勤講師として活用する場合は、各市町村教育委員会に申請(免許状を要しない非常勤講師の申請書)をすること。
- (2) 手順

